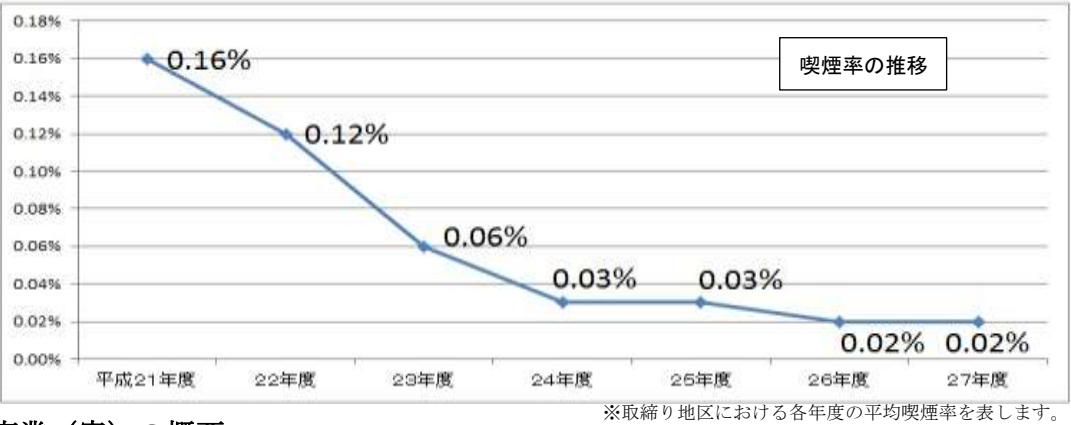


路上喫煙等取締り地区に喫煙所を設置し、路上喫煙・ポイ捨て防止効果を検証する実証事業について

1 事業の目的等

路上喫煙等取締り地区における喫煙率は、平成23年7月の過料徴収直罰化の導入等により、大きく減少しているが、さらに路上喫煙等を低下させるための対策の一つとして、喫煙所を設置し、路上喫煙・ごみ散乱の防止効果や粉塵濃度測定などによる周辺環境への影響について調査・分析を行う。

この実証事業において、喫煙所設置の効果や課題を検証するとともに、喫煙所の維持管理費調達の可能性について検討する。



2 実証事業（案）の概要

事業期間	概ね5年間
喫煙所設置数等	・設置数 1箇所 ・設置場所 海浜幕張駅周辺を念頭に検討 ※設置場所の確保可能性、オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、市外からの来訪者数等も考慮
設置場所選定基準	・駅から近く、喫煙者を誘導しやすいこと。 ・設置する喫煙所に見合う広さを確保できること。 ・歩行動線から外れており、通行人に対する影響が少ないこと。 ※幕張新都心まちづくり協議会や商業施設と協議する。
検証項目	・路上喫煙率及びごみ散乱実態調査 ・喫煙所利用者数及びはみ出し喫煙者数の調査 ・粉塵濃度測定 ・苦情等件数調査 ・喫煙所での広告料による維持管理費調達の可能性の調査 ・喫煙所を活用した喫煙マナー遵守等の周知方法の検討 など
経費	・喫煙所設置費：J T負担 ・実証期間中の維持管理費：J T負担
形状・広さ	・仕切り型（ハイ・パーティション） ・クランク式の入口 ・40～50㎡（対応人数40人～50人）
イメージ図	

3 当面のスケジュール（案）

＜平成28年度＞

- ・喫煙所設置にかかる関係者と協議し、実証事業案を調整
- ・動線調査等を行い、設置場所を選定

＜平成29年度＞

- ・実証事業用の喫煙所を設置し、実証事業を開始

＜平成30～33年度＞

- ・実証事業を継続

※検証結果を基に運用上の改善を図りつつ、検証方法の見直しを適宜実施

《参考1：各政令市の状況》

（1）罰則適用

	市数	市名※（ ）内は過料の金額（単位：千円）
直罰	15市	千葉市(2)、札幌市(1)、横浜市(2)、川崎市(2)、新潟市(1)、名古屋市(2)、京都市(1)、大阪市(1)、堺市(1)、神戸市(1)、岡山市(※)、広島市(1)、北九州市(1)、福岡市(※)、熊本市(1)
間接罰	3市	さいたま市(2)、静岡市(2)、相模原市(2)
罰則規定無	2市	仙台市、浜松市

※岡山市と福岡市は条例上罰則規定を設けているが、運用上罰則を適用していない。

（2）J T寄贈の喫煙所設置状況（罰則規定のある条例を制定している18市の状況） ※H27.2末現在

	市数	市名※（ ）内は喫煙所数
あり	15市	札幌市（1地区1箇所）、さいたま市（7地区10箇所） 横浜市（6地区9箇所）、川崎市（6地区14箇所）、相模原市（16地区7箇所） 新潟市（4地区3箇所）、静岡市（6地区1箇所）、京都市（3地区7箇所） 大阪市（2地区3箇所）、堺市（1地区5箇所）、神戸市（3地区5箇所） 岡山市（1地区3箇所）、広島市（1地区13箇所）、北九州市（2地区3箇所） 熊本市（1地区7箇所）
なし	3市	千葉市、名古屋市、福岡市

《参考2：平成21年第4回定例会において採択された陳情》

- ① J R 千葉駅前ロータリーにおける喫煙所設置反対に関する陳情
- ② 千葉駅前ロータリーにおける喫煙所設置に関する陳情

【要旨】

公共的な空間は原則全面禁煙であるべきで、喫煙所の設置は、受動喫煙被害が生じる恐れが高まる。その維持管理に税金を投入し、喫煙を奨励する必要はない。喫煙所は設置せず、一層の受動喫煙対策を進めることを求める。